

95	<p>アメリカが日本に輸出したければ日本と同じ基準で全頭検査をはじめ、特定危険部位の除去や肉骨粉の飼料からの隔離を実施すべきです。/アメリカからの輸入牛肉については全頭検査を必ず行い、安全であることを確認してから輸入した方が良いと思います。/</p> <p>米國が全頭検査や日本向け牛製品すべてにBSE検査を行わない限り、米國産牛製品の輸入再開など絶対に行ってはならない。/しっかりと安全が確保保証された中で輸入解禁を望みます。/</p> <p>アメリカ産牛肉については、国内産と同様の措置を求める。/国民の健康を守る立場から、日本の検査基準を米國に強く訴えてください。/</p> <p>狂牛病はアメリカに今多く存在するということを前提に考えていくことだと思います。もし米國の牛肉が安全なら、全頭検査をとにかくやってみてそれを実証してほしいのです。全頭検査をしない限り、どう考えても安全だとは思えないからです。輸入再開にあたってはとにかく全頭検査として下さい。</p>
96	<p>脳で調べる現在の検査法より、腸で検査する方法の方が優れており、脳で調べると二十ヶ月ぐらいの牛からしかプリオンが発見されませんが、もともと口から摂取されるので、消化器でリンパ組織の発達している腸からですと、それより感染の早い段階でプリオンが発見できます。</p> <p>12ヶ月ぐらいになりますと脳からではプリオンを確認できない場合はあっても、腸からならよく見つけられます。</p> <p>アメリカの牛とか海外からくる牛とか日本が輸入する牛は安易に考えずに12ヶ月の腸で検査してから輸入するのが本当だと思います。</p>
97	<p>今回の全頭検査の見直しは米國からの牛肉輸入禁止措置の解除の圧力に応えるタイミングで出されたものであることは明らかです。/アメリカの圧力に屈して、牛肉の輸入再開をしないよう、強く要請します。/アメリカからの圧力、外食産業の保護のため、輸入を再開するのは、国民の生命の安全を無視したやり方である。/もうこれ以上、国民を苦しめて、米國のいいなりになるのはやめて下さい。</p>
98	<p>米國産牛肉の早期輸入再開に至るようにご努力をお願いします。/早い時期に輸入を再開してほしい。安くて美味しい牛肉を早く食べたい。/安くて美味しい牛肉を待ち望んでいる国民が大勢いることも忘れてはならない事実なのでから・・・/(ヤコブ病の)潜伏期間が長いことを考えれば、安価で美味しい米國産牛肉を食べた方が得と考える。/</p> <p>高価な国産牛肉はとても食べられません。せめて安価な外国産の牛肉を月に一度か二度食べるのが精一杯です。現にアメリカの牛肉は世界の人々が安心して食べておるではありませんか？速やかに輸入すべきです。/</p> <p>カナダとアメリカでのBSE対策が日本としては受け入れられない方法なのでしょうか。/世界で一番の科学者が集まりBSEの研究歴史が長いOIEの規準に、なぜ合わせる事ができないのでしょうか。グローバルスタンダードに合わせた牛肉輸入早期再開を望みます。/</p> <p>国内でBSEが出た時、牛たんは安全な部位と農水省からポスターが来たのに、何故全面輸入禁止なのか納得いかない。牛たんの部分輸入とか出来ないの？俺たちは何の保障も無い。国内の酪農家、生産者保護としか考えられない。牛たんの値段も高騰、商社ばっか設けてる。食いたくないやつは食わなければいい、今の世の中に完全に安全と言い切れる食べ物自体あるのか？献血だって足りなくなってすぐ解禁。何故安全とされてる部位まで輸入禁止なのか。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
99	<p>物品の購入判断は国民一人一人の権利です。/ 私個人としては輸入再開されれば、購入または外食をする意思はあります。 輸入食品の危険性の指摘のある中、店頭に並んでいる昨今、消費者が選ぶ時代かと思えます。/ アメリカ産牛肉を使用したものは精肉、加工食品、惣菜総てについてアメリカ産である旨を表示して、後は消費者の判断に任せれば全ての人々が満足できる。アメリカ産牛肉を解禁して、その旨を表示して販売させ後は消費者の判断に任せればよい。/ 消費者には、選択する権利がある。つまり、米国から輸入された牛でも、それがイヤな人は買わなければいいのだ。買いたい人は買っていい、と言うような選択肢があるはずなのに、その選択肢すら奪われてしまっているとすれば、日本は本当に自由な国なのですか。/ 世界的なレベルでの常識的基準で安全性が確保できれば輸入再開をし食べるか、食べないかは「自己責任」とすれば良いと考える。/ BSEの検査をしていない牛と検査済みの牛はシールを貼り分けて下さい。又調理した物品も食べる前にわかるようにきちんとすれば、一日も早く輸入しても良いと思えます。/ 流通などで産地偽装防止厳格化は必要。食の安全を重視して、国産を選ぶか、輸入を選ぶかを消費者が選択すべきである。</p>	
100	<p>報告書に従うならば、国内外産の牛肉の流通は、いずれも以下の条件を満足したものに限るべきと思えます。 (1)20ヶ月未満の牛:ELISAテストなしで流通可。ただし、牛の戸籍が存在し、個体の識別が可能であることが条件。また、統計データ取得を目的としたELISAテストを一定頻度で実施 (2)21ヶ月以上の牛:産地に関係なくELISAテストで陰性となったもののみ流通を認める。</p>	
101	<p>日本の国内スーパーでは、例え、田舎でも牛肉の生産者や、生産者の顔が見えるようにパソコンネットにつながっております。消費者にはとても安心な制度です。このような素晴らしい制度を輸入品にも該当させて欲しい。</p>	
102	<p>カナダでは、ほとんどの肉牛生産者はBSEの全頭検査に賛成しています。ただ、カナダ政府がアメリカを差し置いて全頭検査に踏み切り、アメリカの機嫌を損ねることはできないという見方をしているのが、一番の障害となっています。(しかし、現在では、いくらアメリカの要求を満たしても、相手は要求を変えるか、更なる要求をしてくるかで、貿易の復元は難しいということを政府自体も認識しはじめています。)先日、カナダ政府はアメリカ以外に市場を見つけることが必要であり、BSEの検査をすることによって市場を得られるなら、生産者には検査をする権利があることを認めました。私は、日本の顧客の要望基準に応じて飼育、加工、検査、精肉運搬を日本に向けて供給したいというグループを代表しています。二カ国間の貿易は、それぞれがお互いの立場を尊敬しながら、商品やサービスが行き交うものであり、一方的な圧力によって支配されるべきものではありません。私たちは、日本の顧客の要望を満たすための肉を育て、要求されるすべての検査をし、直接取引をしたいと考えております。</p>	
103	<p>報告書を見る限り、BSEの危険性は世界中に拡散している可能性が大であり、報告書にあるように、必ずしも原因が明確でないのであれば、地域による安全・不安全は判断できないと思えます。特に、ELISAテストの頻度が少ない地域では、プリオン病“発症”牛がいないことと、BSEの安全性は同義でないと思えます。従って、今後行われる対策は、日本国内やアメリカ等に対してだけでなく、オーストラリアその他の地域に対しても公平なルールを適用すべきと考えます。</p>	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
104	現在メキシコより輸入している牛肉は、出所はアメリカではないのですか？ そうなると、完全にスルーしているのではないのですか？	今回の報告書は、国内のBSE対策の見直しに係るリスク評価を行ったものです。なお、今後、米国産牛肉のリスク評価を行う場合には、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしてまいります。また、いただいたご意見はリスク管理に関することであり、リスク管理官庁にお伝えします。
105	全頭検査をすればとりあえず安全、しないと食の安全が守られないというような誤解を招くような報道が多いように思われます。	これまで、食品安全委員会では、懇談会を開催するなど報道機関も含めた関係者との意見・情報の交換をしてきたところです。引き続き、報道関係者も含めた関係者へのBSEに関する正確な情報提供に努めてまいります。
106	BSE問題が長引いたのはリスクコミュニケーションの開催の仕方、内容の説明が悪かったと思います。 国民の方々にリスクについての啓蒙をするにあたって、大学の専門講義を聴いているようではなかなか理解しにくい点が上げられます。 又、リスクの話だけが耳に残り、BSEがとてつもなく危険な物に感じられたことも言えます。 なぜリスクコミュニケーションでリスクベネフィット(比較論)等の国民に分かりやすい形で進められなかったかが非常に残念でなりません。	BSEのみならず、リスク評価は科学的に正確であることがまず重要であり、各専門調査会が取りまとめる様々な評価の内容は、用語も含め専門的で一般的には非常に難解なものになりがちです。このため、食品安全委員会としては、評価の考え方のポイントなどをなるべく理解しやすいものにまとめて関係者の参考にしていきたいと考えています。特に、今回の我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)については関係者の関心が高いことから、重要と思われるポイントを取りまとめたものをホームページ上に掲載いたしました。今後とも、分かりやすい資料、意見交換の場の提供に努めたいと考えております。 また、疑問な点などは、「食の安全ダイヤル」まで連絡いただければ、調査の上、お答えしておりますのでご遠慮なくご利用下さい。
107	日本のと畜場および加工場も一般消費者への見学を開放し、SRM除去が重要であるとの認識を持ってもらうような、ビジュアルな活動を促してほしい。	これまで全国各地で開催してまいりました意見交換会においても、リスク管理機関の説明資料等では、写真を活用するなど、わかりやすい説明に努めてきたものと考えております。いただいたご意見のように、今後もBSE対策におけるSRM除去の重要性について、ご理解いただけるような方法を工夫してまいりたいと考えております。なお、いただいたご意見はリスク管理機関にお伝えいたします。
108	BSEのリスクやその対策の見直しについては、一部のマスコミ等に見られるように、全頭検査緩和の問題や米国産牛肉の輸入再開に関する報道のみが突出している状況にあります。そのため、国民の間に情報が総合的に伝わっておらず、リスクへの不安や行政への不信につながっている面があります。 貴委員会におかれましては、BSEのリスクやその対策に関する情報が国民の間に総合的に伝わり、理解が深まるよう、リスクコミュニケーションを通じてなお一層の努力を行っていただく必要があると考えます。	食品安全委員会ではこれまで、国内のBSE対策の見直しについて評価するとともに、その内容について説明してきたところです。今後とも、適切に国民の皆様へ伝えるよう、ホームページ、広報誌、食の安全ダイヤルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の意見の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを必要に応じて実施してまいります。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
109	(牛肉が)食前にくるまでの経緯をもっとオープンにし、知ってもらわなければ、安心してのどを通す事に(一般消費者は)ますます抵抗感を覚える。	食品安全委員会ではこれまで、国内のBSE対策の見直しについて評価するとともに、その内容について説明してきたところです。今後とも、適切に国民の皆様には伝わるよう、ホームページ、広報誌、食の安全ダイヤルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを必要に応じて関係省庁とも連携を図りつつ実施してまいります。
110	BSE対策について、より実効性のある周知を行っていただきたい。	
111	パブリックコメント等を通じて消費者との積極的なリスクコミュニケーションを図る姿勢は評価します。しかし、今回のようにマスコミにより全頭検査緩和や米国产牛肉の輸入再開に関する情報に偏り、総合的な情報が公正に伝わっていません。委員会として国民に対して情報が総合的に伝わるようにリスクコミュニケーション機関とともにコミュニケーション媒体について双方で検討していく必要があると考えます	
112	「評価(案)」では、審議の基本方針として、「消費者の信頼を確保するために、リスクコミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要」と掲げています。これまで意見交換会等で出されてきた意見について、貴委員会として十分な検討を行い、その結果を回答・説明することや、今回の審議内容に関する国民への判りやすい説明等を行うなど、説明責任をきちんと果たす事を要望します。	全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会に公開資料として提出し、委員、専門委員にご報告しています。 また、今回の我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(案)については、重要と思われるポイントを取りまとめたものをホームページに掲載いたしましたのでご参照下さい。
113	(BSEの)病気としての早期発見等、病状の説明不足と又、一般的に理解を得られるように新聞紙上で十分に説明される必要性を痛感します。/今後いろいろな場でリスクコミュニケーションを進めていっていただきたい。	食品安全委員会では、意見交換会等を通してBSEに関して分かりやすい説明を行うよう努めてきたところです。引き続き、ホームページ、広報誌、食の安全ダイヤルなどを通じた情報提供、評価案件ごとの意見・情報の募集、意見交換会を通じた意見・情報の交換など、正確でわかりやすい情報提供に努めてまいります。併せて報道関係者へのBSEに関する正確な情報提供に努めてまいります。
114	広く意見を求めるためのサイトへのアクセスし難いように思われます。	
115	BSEに関して消費者の不安を払拭するために、消費者の目線にそった内容でのリスクコミュニケーションが望まれます。意見交換会等にあつては、説明や説得に終始することなく、消費者の声を聞く姿勢を持ち、また消費者の声がどのように反映されたかわかるような、透明性の高いリスクコミュニケーションを希望いたします。特に全頭検査を緩和するなど施策の後退と思われるような内容については徹底したリスクコミュニケーションのもと、消費者の安心が揺らぐ事のないようお願いいたします。	
116	厚生労働省及び農林水産省に対し、SRM除去、飼料規制等のBSE対策の実施状況について定期的に報告を求め、その評価を行い、国民に公表(リスクコミュニケーション)していただきたい。	BSEのみならずリスク評価に係る事項について必要に応じて、公開で行われている食品安全委員会において、リスク管理機関から報告を受けております。引き続き、委員会の運営に当たって、リスク管理機関と連携しつつ、リスクコミュニケーションについても連携して進めてまいります。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
117	<p>昨年度全国数箇所で開催された食品に関するリスクコミュニケーションでは、全頭検査を求める意見が参加者から多数あったにも関わらず、それらの意見を十分反映された審議結果となっておらず、リスクコミュニケーションでの意見を適切に反映することを強く要望する。</p>	<p>リスク評価は、「多数決(数の大小)」で行われる性格のものではなく、あくまで科学的知見にもとづいて行うことが原則です。全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会に公開資料として提出し、委員、専門委員にご報告しています。このような積み重ねにより、今回の評価内容は、リスクコミュニケーションの成果を十分に反映したものになっていると考えております。</p>
118	<p>「評価(案)」のパブリックコメントに寄せられた意見がどのように検討され、反映されていったのかについて国民に分かりやすく説明を行ってください。</p>	<p>パブリックコメントに寄せられたご意見をはじめ、全国で開催した意見交換会で参加者からお出しいただいたご意見やご質問については、すべてプリオン専門調査会の専門委員にご報告しています。このような積み重ねにより、今回の評価内容はリスクコミュニケーションの成果を十分に反映したものになっていると考えております。</p>
119	<p>肉骨粉に汚染されているかで問題を見る限り、雌牛は危険である。その事情は日本も米国もさして変わらない。日本は肉骨粉を禁止してから2年以上経っているから雄牛に関してはBSE検査は不要であると思う。</p>	<p>我が国でこれまでに見つかっているBSE陽性牛17頭のうち、雄牛は21,23ヶ月齢の2頭が確認されています。現時点において、雄牛にはリスクがないと評価するだけの十分な科学的根拠はないものと考えます。</p>
120	<p>欧米では牛肉をKg(4~5Kg)単位で買うことが多く、日本では牛肉を200~500gのg単位で買います。これは一匹のBSEの牛の牛肉が国民に散布する率が10から15倍となります。その危険率が加味されているのでしょうか。</p>	<p>食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」~「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。</p>

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
121	食品安全委員会が政治的圧力による拙速な結論を出すならば、消費者・市民の食に対する信頼は完全に失墜してしまいます。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
122	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する消費者の信頼が失墜しないよう慎重な審議と答申を強く望むものである。	
123	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する国民からの信頼が失墜することを強く懸念する。	
124	食品安全委員会が、日本国民の立場にたって慎重な審議を続けることを強く要望します。	
125	討議に時間がかかるのは問題だと思います。/審議手順があまりにも遅い。/BSEに対する現在の食品安全委員会の対策がなぜこれほど長期にわたっての調査が必要なのか不思議に思います。/ほかにやる事がたくさんあるはずなのに、牛肉だけ安全か安全じゃないか、議論している。本当にBSE問題をいつまでも厳しくチェックするならば、それはそれでよい。しかし、もしもそうならば、他の食べ物の食の安全も厳しくチェックしてもらいたい。/食品安全委員会は報告や評価書を出す前に、何のために存在する機関で、食の安全に対してどのような姿勢を持っているのかを今一度国民の前に明らかにすべきである。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。なお、審議に当たっては、座長が座長代理と相談して報告案を作成、各専門委員に修正意見を求めるために送付するとともに、提出された意見を反映した修正案を作成し、それが会議資料として会議当日に審議されるために一定の時間を要します。
126	食品安全委員会のプリオン調査会はその点(肉を食すべき上で注意しなければならぬのは、ウシからヒトへの感染ということ)を認識し、議論が遅れたことを十分に認識してもらいたい。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、人に対する食品健康影響(リスク)について、中立公正な立場から科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
127	政治問題化すれば最後は政府が判断するしかない。くれぐれも責任を食品安全委員会に押しつけないことである。	食品安全委員会プリオン専門調査会は中立公正な立場から科学的な審議を尽くしてまいりました。ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご意見については、リスク管理官庁に伝えます。
128	食肉は国際的な流通品であり、今後は国際的基準との整合性に特に配慮するようにお願いします。/国際基準であるOIEの規準を重くみるべきだと思います。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
129	イスラム教国では、その国の消費者の大多数がイスラムの戒律に適合しない方法で屠畜された家畜や鶏を不浄として食用しないので、国際安全基準において、食用の安全性に問題の無いものも、輸入国側の信条により輸入されることはありません。直接人命に関する衛生問題でないイスラム教国への国別の対応が国際的な承認を得ているのに、なぜ日本のBSE対策が不当貿易としてWTOに訴えられなくてはならないのか納得がいきません。	いただいたご意見については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
130	食品にどのようなものが使われているかを表示することを法整備してほしい。	ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
131	OIEは獣疫対策の機関であって、人の感染症についての責任機関ではない。OIEの基準を安易に受け入れないで戴きたい。	プリオン専門調査会では科学的知見に基づき議論を行うこととしており、OIE基準についても考慮に入れた検討が行われますが、OIE基準を科学的に検討することなく受け入れることはありません。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
132	牛と別の種類(羊肉など)の原生のプリオンの感染にも触れてほしい。	今回の報告案は牛肉を介して人がBSEプリオンに感染するリスクについて評価を行ったものであり、いただいたご意見は検討の対象外です。なお、羊スクレイピーについてはこれまでの科学的知見から人には伝達しないとされています。
133	欧米人と日本人との人種の違いによるBSEに対する「感受性」のような、体質の違いがあるのではと危惧されるのです。欧米人、例えばイギリス人とくらべ日本人がBSEに対し発症しやすいということはないのでしょうか。おなじ「BSE」を摂取したとして、その後の経過が日本人とイギリス人とで違い、日本人の方が発症しやすい遺伝的素因を持った人の割合が高い、という報告があるとも聞いております。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、輸血を介した感染の例を除き、プリオンたん白質遺伝子のコドン129がメチオニンの同型遺伝子型であり、この遺伝子型を有する人は他の型の人に比べ、vCJDの潜伏期がより短く、かつ感染性がより強いとされています。その遺伝子型を持つ割合はヨーロッパ人が約40%に比べ日本人は90%以上であるとされています。プリオン専門調査会では、こうした議論を踏まえ、今般の報告案を取りまとめたところです。
134	変異型クロイツフェルトヤコブ病について、日本人の遺伝子の特徴についての配慮に欠けている。	
135	BSEの発生リスクについては、研究領域と考えられる領域も含めて非常に細かく議論されたが、やはりBSE発生リスクによるvCJDのリスク変化についても言及すべきであったと思います。なぜ食品のリスク表記をしないのかがわからない。リスク表記をすれば絶対に牛肉が安全であることが一目でわかるはず。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について食肉のBSEプリオンの汚染率、汚染量を比較することによって、評価を行ったものであり、いただいたご意見のような人のBSEプリオンへの感染リスクについての推定は行っておりません。
136	27ページ 一番下の行「3歳未満では0.3~1.5頭以下となり、…」とあるが、単位は出荷又はと畜頭数の%の表示になるのでは？	毎年、と畜場において牛がと畜される頭数が約125万頭として、そのうち3歳未満でBSE陽性となる牛の数が0.3~1.5頭であることを表しています。
137	BSEが発生した国から生体牛の輸入を禁止しているが、2003年7月以前に輸入された生体牛におけるBSE侵入リスクは「無視できる」としてよいのか。	報告案では、2003年7月以前に輸入された牛による侵入リスクを「無視できる」と評価しているわけではありません。生体牛のBSE感染度に影響を与える項目として生体牛等による侵入リスクがありますが、BSEが発生した時点で発生国からの生体牛等の輸入を禁止しており、2003年7月以前に輸入された牛が原因で2003年7月以降に生まれた牛がBSEに感染するリスクは、SRM除去、飼料規制等のリスク低減措置が講じられたことを総合的に考慮すれば、「無視できる」と考えられます。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
138	日本人が感染発症する確率は、死亡牛まで含めた検査体制が整う前の潜在BSE牛を含んでいない数値で算定されている。この不適切な基準で議論しようとしているのがそもそも間違いだと思います。	今回の報告案では、人のBSE感染リスクについて食肉のBSEプリオンの汚染度を指標として定量的に推定していますが、報告案の28ページにあるように、推定に当たっては、不確実性をできる限り小さくする観点からできる限り有効な定量的データを用いることとし、不確実性の大きいデータを使う場合には、最も悲観的なシナリオとなるよう配慮しました。
139	BSE関連施策実施前の牛を対象にリスク評価を行うべき。/ 2003年7月以降生まれの牛をBSE検査の対象とした根拠はあるか。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められたことから、2003年7月以降に生まれた牛を対象にリスク評価を行ったものです。
140	専門調査会委員各位のご尽力により、極めて有用な報告書にまとめられていると思います。しかし、本報告書におけるリスク評価は、現状では「日本で出生し、肥育された牛に関する」ものに限定されるのであれば、リスク評価結果にはその点が明記されておらず、誤解を生じやすい表現になっていると思います。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、ご指摘のとおり国産牛を対象としたものです。
141	報告書に示されるように定量的表現は難しいと思いますが、国として「日本国民に対するプリオン病のリスクをどこまで許容し、許容しないのか」を、たとえ定性的であっても明確にすべきです。この点が明確になっていないと、今後、日本がどのような対策をとるにせよ根拠が明確とならず、国内外の理解を得ることは難しいと思います。	食品安全委員会プリオン専門調査会は中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその使命としており、今回の報告案では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行いました。ご指摘のような、リスクが許容されるかどうかはリスク管理官庁が施策を決定する際に考慮される要素ではあっても、リスク評価の対象ではありません。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
142	vCJDの感染を防止するのは、化学的なBSE検査だけでなく、統計的手法を用いる疫学検査も重要です。疫学検査は公衆衛生上重要な検査です。本家英国のデータや日本のBSE検査データで将来を判断する疫学検査を加えることが科学的な判断と言えるのではないのでしょうか。	今回の報告でも、英国等における飼料規制とBSE確認頭数の相関関係から飼料規制の有効性について推定する等疫学的な検討を行っています。
143	1980-96年の英仏渡航者は献血を禁止されているが、プリオン病が血液を介して感染する可能性があるからではないのか。/現在行われている、英国への滞在者に対する献血禁止の措置とのリスクの大きさの点での整合性についてはどのようにしているのか教えていただけませんか？	今回のリスク評価の対象とはなっていません。なお、人から人への感染については、別途、リスク管理官庁(厚生労働省)において措置が講じられており、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
144	異常プリオンはタンパク質であるから、牛、豚、羊等の動物を汚染するばかりか魚までもその可能性があるのではないのか。	これまでの知見によれば、魚にはBSEプリオンの感染性は確認されていません。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
145	EUの現状の検査体制や年間の患者発生件数を知りたい。	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご質問のEUの検査体制については欧州委員会のホームページ (http://www.europa.eu.int/comm/food/food/bio_safety/bse/annual_reps_en.htm)、また、vCJD患者数については英国保健省のホームページ (http://www.dh.gov.uk/)からそれぞれ入手できます。
146	オーストラリア産にはBSEが発生しないことは、優れたノウハウがあるのか	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご指摘のとおり、オーストラリア産の牛ではBSEが確認されていませんが、その理由については検討を行っておりません。
147	感染牛の処分の方法はどうなっているのか？	検査によってBSE陽性であると確認された牛については、すべての組織が廃棄処分とされ、食用はもちろん、飼料用、肥料用にも利用されません。
148	脳髄や脊髄などの異常プリオンがたくさん含まれている部位だけ除去すれば後の肉は安全だと言われていますが、何らかの間違いで、安全であるとされる肉に、脳髄や脊髄から出た血が付着したまま消費者に出回る恐れはありませんか。	ご指摘の点については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「せき髄除去工程におけるせき髄の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッシングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされており、現状においてSRM除去のみをもって食肉の安全性が確保できるとは評価されていません。また、報告案では、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的実施することはリスク回避に有効である。食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」等とされています。
149	BSEに人が感染するリスクは何%ですか？水質汚染による魚を食して人に影響する%とどちらが高いか教えてください。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、いただいたご意見とは内容が異なります。
150	そもそも肉骨粉を使わなければ営利が挙げられないほどの過剰な効率主義がはびこり、不当に安い牛肉が食べられるいまの状況を根本的に見直さなければならないという警告なのだと考えています。	今回の報告案に対する意見募集の趣旨と異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
151	<p>いったいどれくらいの量のBSE感染牛の肉を食べれば、どのくらいの割合で発病者(死者)が出るのか(高齢のプリオン存在量の多い牛で、年間何頭分を100年間等食べ続ければどのくらいの死者が出るのか。発ガン率等他のものと同等のレベルで)。</p>	<p>今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、いただいたご意見とは内容が異なります。なお、どれくらいの量のBSE感染牛の肉を食べれば発症するかについては現在の知見では明らかになっていません。</p>
152	<p>食衛法第四条との整合性も検討願います。 本論：食衛法第四条第三項には「病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害する虞があるもの。」は「販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と定められております。 しかるに、本審議結果案の結論として、「(人の健康に悪影響を与えるプリオンの)汚染度は無視できる～非常に低い」とされております。これは法で言う「疑いがある」ものに相当するものと考えます。また同条の第二項には「但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。」との例外規定が定められておりますが、第三項には、その例外規定も記されておられません。科学的に「ほぼ安全」と結論づけられても、法的には販売等出来ないものと考えられますが、如何なものでしょうか？</p>	<p>今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。いただいたご意見については、法的な取り扱いに関するものであり、リスク管理官庁にお伝えします。</p>

